

那覇市市制100周年記念提案事業（補助金）募集要項

はじめに

那覇市は、大正10年（1921年）に市制を施行して以来、令和3年（2021年）に市制100周年を迎えます。

風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、この100年の節目を、全市をあげて祝うとともに、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとすることを目的に、市制100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

那覇市市制100周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）が記念事業の一環として、市民や企業、各種団体等が、企画、実施する事業を本募集要項により募集します。

1 事業概要

那覇市市制100周年記念事業基本構想（以下「基本構想」という。）の趣旨に賛同する市民や企業、各種団体等が、市制100周年を祝うため企画、実施を提案する事業に対し、その経費の一部を補助します。

2 応募資格

- 募集対象は、下記の要件をすべて満たす団体とし、個人での応募はできません。
 - (1) 複数名の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所（以下「団体等」という。）又は団体等で構成する団体（記念事業に際し、複数の団体等で構成する事業共同体を含む。）
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制下でない団体等、又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でない団体等
 - (3) 暴力団員が役員又は構成員となっていない団体等
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体等
 - (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
 - (6) 記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

3 補助対象事業

- 補助の対象となる事業は、(1)～(5)のすべての要件を満たす事業です。
 - (1) 基本構想の基本理念及び基本方針に沿った事業
 - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施完了する事業
 - (3) 補助対象団体が自ら企画し、実施する事業
 - (4) 原則として市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業
 - (5) 実施しようとする事業が既存事業であるときは、那覇市市制100周年を記念して拡充し、又は事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業

- 補助事業を実施するにあたり、実施団体は、記念事業の普及広報に努めてください。
 - (1) 事業名に「那覇市市制100周年」の文言を含む那覇市市制100周年を記念する旨の冠付けをすること
 - (2) 記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱に定めるロゴマーク及びキャッチフレーズを使用すること
- 以下の事業は、補助の対象事業にはなりません。
 - (1) 総事業費が30万円未満の事業
 - (2) 法令又は公序良俗に反する事業
 - (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
 - (4) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
 - (5) 国又は地方公共団体が主催する事業
 - (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受け実施する事業
 - (7) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
 - (8) その他会長が不相当と認める事業

4 補助対象経費

■ 補助対象経費

区 分	主 な 内 容
報償費	講師・イベント出演団体謝礼等
旅費	講師・イベント出演団体の活動場所までの交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役員費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	原材料費
その他の経費	その他補助事業等に必要経費で、会長が必要かつ適切であると認める経費

■ 補助対象外経費

- (1) 食糧費
- (2) 備品の購入費
- (3) 補助対象団体等の構成員、構成団体に対する人件費、謝礼、旅費
- (4) 補助対象団体等の運営に関する経常的な経費
- (5) その他社会通念上必要と認められない経費

■ 補助率及び上限額

予算の範囲内で、1事業あたり補助対象経費の3分の2以内で、100万円を上限額として補助します。

■ 応募事業件数

同一の団体が複数の事業に応募することができます。ただし、事業ごとの審査となりますので、応募した事業すべてが採択されるわけではありません。

5 事業の流れ

項目	期間	備考
(1) 募集（交付申請）期間	令和2年9月1日（火） ～12月18日（金）	募集期間中に申請書類を事務局に持参または郵送（締切日必着）で提出してください。
(2) 選考・選考結果（事業採択）通知	令和3年1月末（予定）	実行委員会において、書類審査及び必要に応じてプレゼンテーション審査により、事業の採択の可否を決定し、結果を文書で通知します。
(3) 補助金交付決定	令和3年4月1日	補助金の交付決定通知を送付します。 <u>この日以降の支払いのみが補助の対象となりますので、ご注意ください。</u>
(4) 事業実施期間	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	各団体等で事業を実施してください。
(5) 実績報告	事業実施完了後、 <u>30日以内に</u> 「実績報告書」他関係資料を提出してください。	
(6) 審査・交付額の確定	提出された「実績報告書」他関係資料を精査し、適当と認められれば、補助金額を確定し、「交付確定通知書」で通知します。 ※ただし、特に必要と認める場合には、事業の完了前に補助金の一部を請求することができます。	
(7) 補助金の請求	「交付確定通知書」を受け取り次第、請求書を事務局に提出してください。	
(8) 補助金の交付	指定した口座へ補助金を振り込みます。	

※ 新型コロナウイルス感染対策のため、公募説明会は実施いたしませんのでご了承ください。ご質問につきましては、個別に電話、メール、ファックスにて対応いたします。また、窓口来課も対応いたしますが、事前にご連絡をお願いいたします。

※ 事業採択後の事業の変更又は中止については、事前に必ず事務局へご相談ください。
承認を受けずに事業の変更、中止をした場合は、補助金の交付が取り消し（交付済の補助金の返還）となる場合があります。

6 提出書類（原本1部、原本の写し8部、合計9部）

募集期間中に申請書類等を揃えてご提出ください。なお、申請等に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却いたしません。提出書類は全てA4サイズでご用意ください。

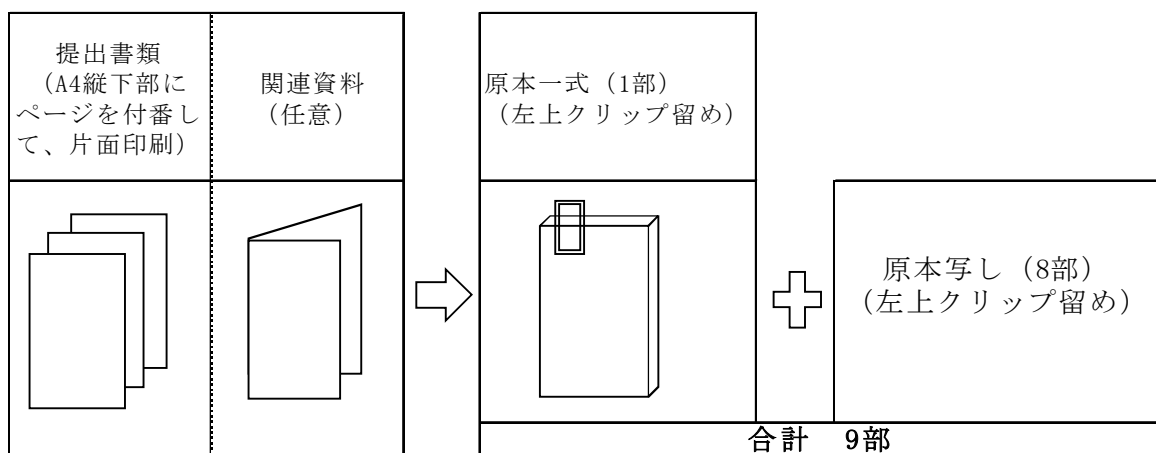
■ 提出書類等

- (1) 様式第1号 補助金交付申請書
- (2) 様式第1号の1 提案事業実施計画書
- (3) 様式第1号の2 経費明細書
- (4) 様式第1号の3 申請団体の概要書

（複数の団体で応募する場合は、各団体の概要書を提出してください。）

- (5) 申請団体の概要や活動実績のわかる資料等（任意）

【提出書類の綴り方】



7 選考審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選考審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに、必要な書類等が揃っていないとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

8 審査方法等

(1) 審査機関

実行委員会提案事業部会が那覇市市制100周年記念提案事業補助金審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査を行います。

ただし、申請事業件数が40件を超え、かつ、予算額を超える場合は、那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局において、事前審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査となります。

ただし、必要に応じて、申請団体のプレゼンテーションによる審査を行うことがあります。

(3) 審査項目と審査基準

審査項目	審査基準
事業の目的	事業の目的が記念事業の基本理念や基本方針に沿っている。
	提案に至った経緯や理由から意欲や熱意が感じられる。
事業の内容	実施場所や回数等が適切であり、事業内容と合致している。
	幅広く、多くの集客が見込める事業内容となっている。
	100周年を記念するにふさわしい事業内容となっている。
	記念事業として独自性が感じられ、PR効果が高い事業内容となっている。
事業の実施体制等	必要な人員数と役割を備えた実施体制となっている。
	安全確保に対する配慮や危機管理への対応がなされている。
実施スケジュール	事業の実施から完了まで無理のない適切なスケジュールとなっている。
これまでの活動実績	活動実績を踏まえ、提案事業内容が適切で実行性があるものとなっている。

(4) 評価点と評価方法

- ① 審査要領に基づき、各審査員が各審査基準に1点単位で5点から1点までの点数を付し、50点満点とします。
- ② 最高点及び最低点を付けた審査員各1名の評価点を除いた、残りの審査員の合計点で順位付けを行い、予算の範囲内で上位の事業から順に補助金交付対象事業とします。
- ③ ただし、上記②にかかわらず、合計点が6割に満たない場合は選外となります。

(5) 結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知します。

なお、結果に対する異議は受け付けませんのであらかじめご了承ください。

9 交付決定の取消・補助金の返還

交付決定後に、承認を受けずに事業の変更、又は、中止をした場合の他、以下の事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他本募集要項の規定に違反したとき。

10 関係書類の整理等

補助団体は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管してください。

11 申し込み先・問い合わせ先

那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局（那覇市 企画財務部 企画調整課内）

電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263 E-mail: m-gyousei001@city.naha.lg.jp

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

平日 9:00～17:00（12:00～13:00の昼食時間を除く）

- メールでのお問合せは、タイトルを「市制100周年記念提案事業に関する質問」としてください。
- 窓口は、平日12時～13時、土曜、日曜、祝日は、対応しておりませんので、ご了承ください。